法第五十五条第一項の指定助産機関又は指定施術機関の指定を受けた助産師又は施術者については第十条の八第一項第一号及び第三号に掲げる事項（次項において「届出事項」という。）とする。

２・３　（略）

（指定の辞退）

第十五条　法第五十一条第一項（法第五十四条の二第五項及び第六項並びに第五十五条第二項において準用する場合を含む。）の規定による指定の辞退は、その旨を記載した届書を、法第四十九条、第五十四条の二第一項又は第五十五条第一項の指定をした地方厚生局長又は都道府県知事に提出することにより行うものとする。

（介護の報酬の請求及び支払）

第十八条　都道府県知事が法第五十四条の二第五項及び第六項において準用する法第五十三条第一項の規定により介護の報酬の審査を行うこととしている場合においては、指定介護機関は、介護給付費及び公費負担医療等に関する費用等の請求に関する省令（平成十二年厚生省令第二十号）の定めるところにより、当該指定介護機関が行つた介護に係る介護の報酬を請求するものとする。

２　（略）

（権限の委任）

第二十三条　法第八十四条の六第一項の規定により、次に掲げる厚生労働大臣の権限は、地方厚生局長に委任する。ただし、厚生労働大臣が第一号、第二号、第四号、第七号及び第十号に掲げる権限を自ら行うことを妨げない。

一～四　（略）

五　法第五十条の二（法第五十四条の二第五項において準用する場合を含む。）に規定する権限

六　法第五十一条第二項（法第五十四条の二第五項において準用する場合を含む。）に規定する権限

七　法第五十四条第一項（法第五十四条の二第五項において準用する場合を含む。）に規定する権限

八～十　（略）

（大都市の特例）

第二十四条　生活保護法施行令第十二条第一項の規定により、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）が生活保護に関する事務を処理する場合においては、第六条中「都道府県知事」とあるのは「指定都市の市長」と、第七条中「市町村」とあるのは「指定都市の市長」と、第十条（第二項及び第四項に限る。）、第十条の六（第二項に限る。）から第十二条まで及び第十四条（第三項に限る。）から第十八条までの規定中「都道府県知事」とあるのは「指定都市の市長」と読み替えるものとする。

（中核市の特例）

第二十五条　生活保護法施行令第十二条第二項の規定により、地方自治法第二百五十二条の二十二第一項の中核市（以下「中核市」という。）が生活保護に関する事務を処理する場合においては、第六条中「都道府県知事」とあるのは「中核市の市長」と、第七条中「市町村」とあるのは「中核市以外の市町村」と、「都道府県知事」とあるのは「中核市の市長」と、第十条（第二項及び第四項に限る。）、第十条の六（第二項に限る。）から第十二条まで及び第十四条（第三項に限る。）から第十八条までの規定中「都道府県知事」とあるのは「中核市の市長」と読み替えるものとする。

法第五十五条第一項の指定助産機関又は指定施術機関の指定を受けた助産師又は施術者については第十条の八第一項第一号及び第三号に掲げる事項（次項において「届出事項」という。）とする。

２・３　（略）

（指定の辞退）

第十五条　法第五十一条第一項（法第五十四条の二第四項及び第五項並びに第五十五条第二項において準用する場合を含む。）の規定による指定の辞退は、その旨を記載した届書を、法第四十九条、第五十四条の二第一項又は第五十五条第一項の指定をした地方厚生局長又は都道府県知事に提出することにより行うものとする。

（介護の報酬の請求及び支払）

第十八条　都道府県知事が法第五十四条の二第四項及び第五項において準用する法第五十三条第一項の規定により介護の報酬の審査を行うこととしている場合においては、指定介護機関は、介護給付費及び公費負担医療等に関する費用等の請求に関する省令（平成十二年厚生省令第二十号）の定めるところにより、当該指定介護機関が行つた介護に係る介護の報酬を請求するものとする。

２　（略）

（権限の委任）

第二十三条　法第八十四条の六第一項の規定により、次に掲げる厚生労働大臣の権限は、地方厚生局長に委任する。ただし、厚生労働大臣が第一号、第二号、第四号、第七号及び第十号に掲げる権限を自ら行うことを妨げない。

一～四　（略）

五　法第五十条の二（法第五十四条の二第四項において準用する場合を含む。）に規定する権限

六　法第五十一条第二項（法第五十四条の二第四項において準用する場合を含む。）に規定する権限

七　法第五十四条第一項（法第五十四条の二第四項において準用する場合を含む。）に規定する権限

八～十　（略）

（大都市の特例）

第二十四条　生活保護法施行令第十条の二第一項の規定により、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）が生活保護に関する事務を処理する場合においては、第六条中「都道府県知事」とあるのは「指定都市の市長」と、第七条中「市町村」とあるのは「指定都市の市長」と、第十条（第二項及び第四項に限る。）、第十条の六（第二項に限る。）から第十二条まで及び第十四条（第三項に限る。）から第十八条までの規定中「都道府県知事」とあるのは「指定都市の市長」と読み替えるものとする。

（中核市の特例）

第二十五条　生活保護法施行令第十条の二第二項の規定により、地方自治法第二百五十二条の二十二第一項の中核市（以下「中核市」という。）が生活保護に関する事務を処理する場合においては、第六条中「都道府県知事」とあるのは「中核市の市長」と、第七条中「市町村」とあるのは「中核市以外の市町村」と、「都道府県知事」とあるのは「中核市の市長」と、第十条（第二項及び第四項に限る。）、第十条の六（第二項に限る。）から第十二条まで及び第十四条（第三項に限る。）から第十八条までの規定中「都道府県知事」とあるのは「中核市の市長」と読み替えるものとする。